

事業者の皆さま向け支援策一覧

令和2年6月9日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付				
1	市	利子補給	融資保証料補給事業	感染症拡大の影響により業況が悪化した市内中小事業者に対して、信用保証料を補給 ・当初融資時の信用保証料の1/2（上限50万円）	セーフティネット保証4・5号で認定を受けた市内中小事業者	電話：産業観光課 022-358-0524
2	市	給付	店舗等賃料補助事業 (R2.4月補正)	感染症拡大の影響により業況が悪化した市内中小事業者に対して、店舗等賃料を補給 ・賃料の1/2（上限5万円）×3か月分	市内に店舗等の用に供するための土地または建物を賃借しており、かつ、R2.1月～6月までのうち、ひと月の売上げが前年同月と比較して50%以上減少している事業者	産業観光課 電話：022-358-0524
3	市	その他	テイクアウト利用促進事業 (R2.4月補正)	市民が市内登録店舗でテイクアウトまたはデリバリーを利用する際に使えるクーポン券を発行 ・2,000円以上利用で1,000円の補助（1世帯1枚）	市内に在住する全世帯	産業観光課 電話：022-358-0524
4	市	その他	割増商品券事業 (R2.4月補正)	市民が市内登録店舗で利用できる商品券を販売 ・3割増商品券（1世帯1セットまで） ※10,000円で13,000円分	市内に在住する全世帯	産業観光課 電話：022-358-0524
5	県	給付	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (R2.4月補正)	県の休業要請（GW中）等に応じた市内事業者に対して、協力を支援 ・一律30万円（県費うち20万円）	県が定める対象施設に該当し、かつ、4月25日～5月6日までの期間休業に応じた市内事業所	産業観光課 電話：022-358-0524
6	国	給付	持続化給付金	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に使える給付金を支給 ・法人：200万円 ・個人：100万円	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している法人や個人事業主	持続化給付金事業 コールセンター 電話：0120-115-570
7	市	納付猶予	市税の徴収猶予の特例	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納付し、又は納入することが困難である事業者の方は1年間、市税の猶予を受けることができます。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納付を行うことが困難な事業所の方	税務課（徴収担当） 電話：022-358-0519
8	その他	その他	新型コロナウイルスの感染拡大に係るNPO法人の運営等について	組織や活動に関する相談窓口、NPOが利用可能な支援等について掲載されています。	NPO法人	宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班 電話：022-211-2576

事業者の皆さま向け支援策一覧

令和2年6月9日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付				
9	市	給付	店舗等借入償還補助事業 (R2.6月補正)	感染症拡大の影響により業況が悪化した市内中小事業者に対して、所有する店舗等に係る償還額を補給 ・月額償還額の1/2（上限5万円）×3か月分	市内に店舗等の用に供する土地又は建物を購入または新增築するため融資を受け、現に返済しており、かつ、R2.1月～6月までのひと月の売上げが、前年同月と比較して50%以上減少している事業者	産業観光課 022-358-0524
10	市	給付	売上減少事業者支援事業 (R2.6月補正)	感染症拡大の影響により業況が悪化した市内中小事業者うち、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の協力要請対象外の事業者に対して、店舗等賃料を補給 ・一律20万円	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の協力要請対象外の事業者のうち、R2.1月～6月のうちのひと月の売上げが、前年同月に比べ、20%以上50%未満減少した事業者	産業観光課 022-358-0524
11	市	助成	店舗等消毒事業補助金 (R2.6月補正)	新型コロナウイルス感染症の患者が発生、または訪問等があった事業者が、保健所の指導に基づき実施した事業所等の消毒清掃作業等に対して、外注費用の一部を補助 ・上限30万円	市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者	健康推進課 022-358-0512